

令和7年度臨床研修医の募集定員上限について

佐賀県健康福祉部医務課
医療人材政策室
令和5年12月19日

令和7年度臨床研修医の募集定員上限について

佐賀県の募集定員上限

- 国の医道審議会（医師分科会医師臨床研修部会）において、令和7年度における本県の臨床研修定員上限数の案が次のとおり示された。

83名（前年度-3名）※案

（内訳）

		前年度比
①基本となる数 （研修希望者数を人口比または医学部定員比で按分）	68	±0
②地域枠加算 （地域枠学生の数）	5	+1
③地理的条件等加算 （面積当たり医師数、離島・医師少数区域人口及び医師偏在状況に応じた加算）	1	-3
④激減緩和調整 （直近の採用数保障）	0	±0
⑤前年からの定員上限の減少率が全体の減少率のうち最大（3.2%） となるまで加算 （前年、県の定員上限をすべて配分した場合にのみ加算される）	9	-1

非公表

(参考) 令和7年度臨床研修医の募集定員上限について

令和7年度の各都道府県の募集定員上限の算出方法

■ 全国の募集定員上限 (11,067人)

研修希望者数 (推計) (10,540人) × 1.05 ※1

※1 令和7年度までに段階的に1.05まで縮小

■ 各都道府県の募集定員上限

① 人口

全国の研修医総数 (9,443人※2) × $\frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$

② 医学部入学定員

全国の研修医総数 (9,443人) × $\frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$

③ 基本となる数

全国の研修医総数 (9,443人) × $\frac{\text{①と②の多い方*}}{\text{①と②の多い方*の全都道府県合計}}$

* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口)の1.2倍を限度

※2 研修医総数 (推計) は、研修希望者数 (推計) に、過去3年間の研修希望者数に対する採用人数の割合を乗じた数

+ ④ 地域枠による加算

地域枠入学者数 × 1.05 ※1

+ ⑤ 地理的条件等による加算

- (1) 100km²当たり医師数※3
- (2) 離島の人口※4
- (3) 医師少数区域の人口※5
- (4) 都道府県間の医師偏在状況※6

※3 100km²当たりの医師数が、全国平均よりも少ない都道府県は①×0.07、30未満の都道府県は①×0.1を加算
 ※4 ①× 離島人口×3 / 当該都道府県の人口 を加算
 ※5 ③(2)までを配分した後の未配分の数×「当該都道府県の医師少数区域の人口/全国の総人口」を加算
 ※6 ③(3)までを配分した後の未配分の数、都道府県間の医師偏在状況 (医師偏在指数) に応じて按分した数を加算

+ ⑥ 激変緩和措置(直近の採用人数保障)

- ・ ①～③の合計 (「仮上限」) が、直近 (令和5年度) の採用人数よりも少ない都道府県は、令和5年度の採用人数と「令和6年度の募集定員上限×0.99」のうち少ない方の人数を当該都道府県の募集定員上限とする
- ・ 上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の(「仮上限」 - 令和5年度採用数)}}{\text{各都道府県の(「仮上限」 - 令和5年度採用数)の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出
 ただし、「令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

+ ⑦ 募集定員上限の減少率が、過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のものを上回る場合の加算 ※上記11,067人に別途加算するもの

- ・ ①～④の結果、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2% (過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のもの) を上回る都道府県 (令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、④による加算の対象ではない都道府県に限る) に対して、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%となるまで加算

(注) 令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うよう改めることとする。